へ　次の(1)から(4)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1)　別図六に示す熱電対a及び熱電対bにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いずれも三百十五度を超えないこと。

(2)　別図六に示す熱電対cにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超えず、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこと。

(3)　別図六に示す熱電対dにおいて測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、二百六十度を超えないこと。

(4)　点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

第十八　消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一　消火薬剤の種類は、次の㈠又は㈡に掲げる区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める種類とすること。

㈠　Ⅰ型　第十九第一号に定める強化液、第十九第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水

㈡　Ⅱ型　第十九第三号に定める第三種浸潤剤等入り水

二　消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分及び防護面積に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量（リットル）				
	Ⅰ型				Ⅱ型
	防護面積十三平方メートル	防護面積二十一平方メートル	防護面積三十四平方メートル	防護面積五十五平方メートル	防護面積十三平方メートル
強化液	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十	百四十一
第一種機械泡	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十	百四十一
第二種機械泡	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四	九十四
第一種浸潤剤等入り水	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十	百四十一
第二種浸潤剤等入り水	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四	九十四
第三種浸潤剤等入り水	九十四	百五十二	二百四十五	三百九十六	六十

三　Ⅰ型における放射時間は、一分以上とすること。

第十九中「消火薬剤性能等は次」を「消火薬剤の性能等は、次の各号」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一　強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。

㈠　著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

㈡　結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

㈢　浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあっては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

㈣　腐敗、変質等のおそれのないものであること。

㈤　アルカリ性反応を呈すること。

㈥　凝固点が零下二十度以下であること。

㈦　第四号の試験に適合すること。

二　第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号㈠から㈣まで及び㈦に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

㈠　放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

㈡　水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあっては、水に溶けやすいものであること。

㈢　温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

㈣　凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三　第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号㈠から㈣まで及び㈦並びに前号㈣の規定に適合するものとすること。

四　消火薬剤の性能に関する試験は、㈠から㈦までに定めるところにより、その判定は㈥の規定により行うこと。

㈠　消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量（リットル）	試験用消火器の容量（リットル）	消火薬剤の放射時間（秒）
強化液	五・〇	六・〇～七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六～四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六～四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四～三・〇	三十

㈡　別図九に示すF模型を用いること。

㈢　試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

㈣　燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

㈤　点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

㈥　無風の状態において行うこと。

㈦　温度二十度の状態において行うこと。

㈧　消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

第十九第五号中「しなければならない」を「すること」に改め、同第六号中「㈠から㈧まで」を「次」に、「しなければならない」を「すること」に改める。

第二十中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　主電源に電池を用いるものにあっては、当該電池の種類及び電圧

第二十第三号を同第四号とし、同第二号中「種別」を「種類」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

二　Ⅰ型又はⅡ型の別